

**桑折町歴史観光交流センター歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、桑折町歴史観光交流センター歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 委託業務名

桑折町歴史観光交流センター歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託

(2) 仕様

別紙『桑折町歴史観光交流センター歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託仕様書』
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日までの期間

(4) 上限提案価格

9, 245, 000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

※ 本価格は令和8年度の上限額である。

(令和9年度は別途3,600,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) を上限として、本業務受託者と協議のうえ見積徴収する見込み。)

3 参加資格要件

本件に参加することができる者に必要な資格 (以下「参加資格」という。) は、次に掲げるとおりとし、公告日から委託業務契約締結までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

(昭和62年訓令第9号) による有資格者名簿 (以下「有資格者名簿」という。) に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定により本町の入札参加制限を受けていないこと。

(3) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

(昭和62年訓令第9号) による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者 (会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けているものを除く。) でないこと等、経営状態

が著しく不健全である者でないこと。

(5) 本事業の目的に沿った事業が実施できる法人格を持つ団体であること。

なお、(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には以下の書類を提出すること。提出書類に基づき事務局において審査を行った上で、その適否を判断する。

(1) 登記事項証明書※3ヶ月以内のもの

(2) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

(3) 納税証明書（所轄税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明。また、桑折町の町税が課税されている場合は、町税について未納税額のない証明。）※3ヶ月以内のもの

(4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4）

4 プロポーザルの日程（案）

(1) 実施要領の公表 令和8年7月 3日（金）

(2) 参加表明書の提出期限 令和8年7月13日（月）

(3) 参加資格確認結果通知 令和8年7月13日（月）

(4) 質問書の提出期限 令和8年7月23日（木）

(5) 質問書に対する回答 令和8年7月27日（月）

(6) 提案書等の提出期限 令和8年8月 3日（月）

(7) 審査会 令和8年8月 5日（水）

(8) 審査結果通知 令和8年8月10日（月）

(9) 仕様書協議 令和8年8月18日（火）

(10) 委託業務契約締結 令和8年8月下旬頃予定

5 実施要領・委託仕様書の公表及び配布

(1) 公表及び配布時期

令和8年7月3日（金）～7月13日（月）

(2) 公表及び配布資料

- ・桑折町歴史観光交流センター歴史復元AR体験コンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・桑折町歴史観光交流センター歴史復元AR体験コンテンツ制作業務委託仕様書
- ・様式集

(3) 配布方法

桑折町公式ホームページより取得すること。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月13日(月)午前10時

(2) 提出場所

桑折町教育委員会教育文化課

(3) 提出方法

持参、郵送又はEメールとする。

※Eメールによる提出の場合には、Eメール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

- ・参加表明書(様式1)
- ・団体概要書(様式3)

なお、3-(1)の資格を有さない者が参加する場合には以下の書類を提出すること。

- ① 登記事項証明書※3ヶ月以内のもの
- ② 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)※直近1事業年度分
- ③ 納税証明書(所轄税務署発行の「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明。また、桑折町の町税が課税されている場合は、町税について未納税額のない証明。)※3ヶ月以内のもの
- ④ 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式4)

(5) 参加資格確認結果通知

令和8年7月13日(月)に各社宛てにメールにて参加資格の有無を通知する。

7 質問書の提出及び回答について

(1) 提出期限

令和8年7月23日(木)午前10時

(2) 提出場所

桑折町教育委員会教育文化課

(3) 提出方法

持参、郵送又はEメールとする。

※Eメールによる提出の場合には、Eメール送付後、電話により送付した旨連絡すること。

(4) 提出書類

質問書(様式2)

(5) 回答方法

全質問者並びに参加表明した全者に対してEメールにて回答する。

(6) 回答日時

令和8年7月27日(月)午後5時予定

8 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年8月3日(月)午後1時

(2) 提出場所

桑折町教育委員会教育文化課

(3) 提出方法

持参又は郵送による提出とする。PDFデータについてもEメールにて提出するものとする。なお、PDFデータのみでの提出は受付しない。

(4) 提出書類

ア 提案書

イ その他、企画提案を説明するのに必要な書類

※提出する提案書等については、仕様書及び下記事項を含む内容で作成、提出すること。

- ・業務実施体制(責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等)
- ・ARコンテンツの企画・コンセプト(全体構成、対象史跡の選定、再現イメージ、ターゲット層の設定、体験ストーリー・周遊導線等)
- ・対象史跡(旧伊達郡役所、桑折西山城跡、半田銀山史跡公園 等)の表現方法・再現イメージ・演出方針
- ・AR技術方式(WebAR、GPS活用・マーカー型等)及び対応OS(iOS/Android)に関する考え方
- ・ナレーション・イラスト活用に関する考え方
- ・過去の類似事業(ARコンテンツ制作等)の実績がわかる資料
- ・業務実施工程表(第1弾(令和8年度)及び第2弾(令和9年度)を含め、想定されるスケジュールを表で示すこと)
- ・企画プロポーザル参加者の概要(会社概要、担当者名、連絡先)
- ・事業経費積算書(次の項目を参考に、詳細な内訳が分かるように費用総額を見積もること。企画費、3DCG制作費、AR開発費(アプリ・システム構築費)、サーバー構築・運用費(ドメイン・アクセス解析等を含む)、ナレーション費、イラスト制作費、保守運用費、進行管理費、諸経費 など)
- ・サーバー等の保守管理費用も見積内に含めること。

※本業務完了後の保守・運用に係る経費について、月あたりの保守料(税込)並びに5年分の総額を明示すること。

※保守の対象範囲・サポート内容(電話・メール対応、コンテンツ更新支援、障害対応等)を記載すること。

(保守業務は本委託とは別契約となるが、将来の維持管理コストを審査の対象とするため、必ず記載すること。)

- ・令和9年度からの開発として、各史跡を起点とした、町内の周遊を促す仕様を加えた拡張機能(例:スタンプラリー、クイズ・謎解き、町内商店で使用できるクーポンの提

供、など。)を令和9年9月までに開発・実装することを想定しているため、本事業の提案に当たっては、第2弾の機能追加が円滑に行えるよう、拡張性に配慮した設計とすること。

・令和9年度の機能追加については、本業務の受託者と協議のうえ別途見積徴収する予定であるが、本プロポーザルにおいて、その企画提案(概要)もあわせて求めるものとする。

・2年目事業については3,600,000円(税込み)を提案上限額とする。また景品等に係る費用についてはこれに含めない。

※任意様式とするが、日本工業規格A4判とする。

※提案書について、提案者が特定される表記は行わないこと。

(5) 提出部数

正本1部、副本9部

(6) 辞退方法

企画提案書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退書(任意様式)を令和8年8月4日(火)午前9時までに提出すること。

(7) 提案書の取り扱い

①提案書の提出後は、提案書に記載された内容の変更は原則として認めないものとする。

②提出された提案書については、返却しないものとする。

③提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定及びこれに係る事務処理において必要があるときは、複製等を行うことができるものとする。

④提出された提案書の著作権は、原則として提案者に帰属するものとする。

⑤町は提出された提案書について、桑折町情報公開条例(平成12年12月18日条例第29号)の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。

9 審査会

(1) 実施日

令和8年8月5日(水)

※詳細については、参加資格確認結果通知後に参加者に通知する。なお、ビデオ会議ツール等を利用し、遠隔形式で実施する場合もある。

(2) 使用機材

審査会当日のプロジェクター、スクリーンは本町が準備する。遠隔形式で実施する場合、企画提案者が使用するPC等は各自で準備すること。その他必要な機材等あれば企画提案書提出時に本町へ連絡すること。

(3) 実施方法

プレゼンテーションにより提案内容を発表する。1者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション15分、質疑応答10分とする。

(4) 審査方法

- ①審査に際しては、提案者の称号や名称、代表者の氏名等については匿名とする。
- ②桑折町歴史観光交流センター歴史復元AR体験コンテンツ制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員が評価基準（別表1）に基づいた評価を行い、合計得点を算出する。

(5) 選定方法

①（4）による各審査委員の評価した点数の合計により順位を付け、最低基準点以上で最も評価点の高い者を、審査委員会での審議の上、受託候補者として決定する。なお、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、同点となった全ての者について、審査委員会での審議によりその順位を決定し、順位が1位の者を受託候補者とする。

また、最低基準点は、各審査委員の評価した点数の合計について、満点に対しての5割とする。

②審査委員会は、全ての提案が最低基準点を下回った場合にあつて、契約の目的が達成できないと判断したときは、受託候補者を決定しないことができる。

(6) 審査結果の通知日時

令和8年8月10日（月）

(7) 審査結果通知等

- ①審査に参加した全ての提案者に対し、書面により通知する。
- ②受託候補者にならなかつた提案者は、その評価点及び順位について通知日の翌日から起算して7日以内に情報開示を求めることができる。

10 失格要件

- (1) 提案者として選定された者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ①3に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
 - ②提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
 - ③審査の公平に影響を与える行為があつたとき。
 - ④その他、町が指示した事項に違反したとき。
- (2) 前項の場合、所管課は当該提案者に対し提案を行うことができない理由又は提案を無効とした理由を付して通知するものとする。
- (3) 受託候補者として選定された者が上記（1）の規定により無効となつた場合、9-（5）-①の評価結果が次点の者を受託候補者とする。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した受託候補者を本業務に係る随意契約の見積もり徴収の相手方と

する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を本業務に係る随意契約の見積もり徴収の相手方とする。

(2) 仕様書の協議等

受託候補者と町が協議の上、当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。仕様書の内容は受託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

また、契約後の企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないとき、町は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は上限提案価格を越えないものとする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日までとする。

(5) その他

本事業は地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施する。

12 主催及び事務局

- (1) 主催 桑折町・桑折町教育委員会
- (2) 事務局 福島県伊達郡桑折町教育委員会教育文化課（担当：岡崎）
〒969-1692
福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7
TEL 024-582-2408 FAX 024-582-2470
E-mail kyoiku@town.koori.fukushima.jp

13 その他事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 審査経過に係るいかなる問い合わせにも応じない。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本要領に定めない事項並びに疑義が生じた場合は、審査委員会での協議により定める。

(別表1) 審査項目及び評価基準並びに配点 (100点満点)

審査項目	評価基準		配点
全体評価	事業趣旨の理解	事業の目的を理解し、本町の歴史・文化に関する知識を十分に有しているか。	5
	的確性・具体性	業務の実施方法・進め方が的確かつ具体的であり、実現性が高いか。	5
企画・表現評価	企画力・独自性	桑折町の歴史・文化の魅力を効果的に伝える企画・着眼点があり、独自性が見られるか。	20
	AR表現・技術力	CG再現の完成度・AR表示の精度・WebAR等の技術的信頼性が高いか	20
	周遊性・拡張性	周遊観光の促進、及び2年目への拡張性(まち中への周遊性)が優れているか	20
	魅力発信	来館者満足度の向上、本町のイメージアップに資する内容か。	10
事業遂行評価	実施体制 スケジュール	・事業を実施する上で、十分な体制となっているか。 ・事業を円滑かつ確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	5
	業務実績	ARコンテンツ制作等の類似事業の実績を有し、その知識・ノウハウ・経験を十分に活かすことが期待できるか。	5
コスト評価	維持管理コストの妥当性	将来の保守・運用に係る費用(月額保守料等)が安価で、継続的な負担が小さく抑えられているか。	10